

# 特 集

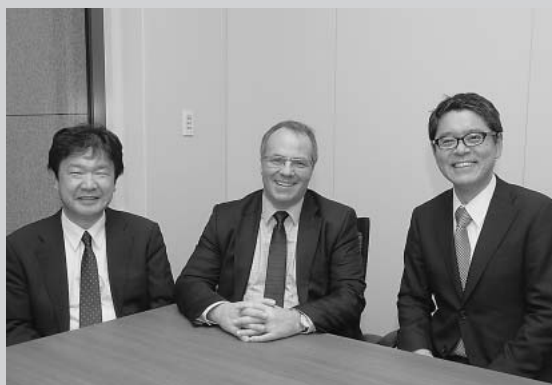


## IASBシニア・ディレクターAlan Teixeira氏に訊く IASB概念フレームワーク・プロジェクトの動向

IASBテクニカル活動担当シニア・ディレクター Alan Teixeira

早稲田大学商学大学院教授 かわむら よしのり 川村 義則

IFRS財団アジア・オセアニアオフィス ディレクター／司会 たけむら みつひろ 竹村 光広



左から、川村義則氏、Alan Teixeira氏、竹村光広氏

2013年1月25日、国際会計基準審議会（IASB）のシニア・ディレクターであるAlan Teixeira氏がアウトリーチ活動のため来日された。同氏は、IASB本部（ロンドン）で行われるIFRSにかかわるすべての専門的議論の責任者を務めている。

会計・監査ジャーナルでは、IASBが2012年に概念フレームワークについてのプロジェクトを再開することを決め、2015年9月までには完了することを目指していることから、この機会をとらえて、IASB概念フレームワークの検討動向について、Alan Teixeira氏に早稲田大学商学大学院教授の川村義則氏、IFRS財団アジア・オセアニアオフィス ディレクターの竹村光広氏を交えて座談会を行った。IASB概念フレームワークはIFRSの基準書を理解する上での基礎となる重要な概念である。興味深い内容であるので、是非、ご一読いただきたい。

### I はじめに

竹村 まず、早稲田大学商学大学院教授の川村さんをご紹介します。川村さんは長きにわたり会計の専門家としてご活躍されています。そして、こちらがAlan Teixeiraさん

です。Teixeiraさんは、国際会計基準審議会（IASB）のシニア・ディレクターであり、IASBロンドンにおけるテクニカル責任者です。今日のトピックは概念フレームワークについてです。IASBは2012年、概念フレームワーク・プロジェクトを再開することを決め、2015年9月に

完了することを目指しています。

### II 総論

#### 1. 概念フレームワーク・プロジェクトの再開

竹村 IASBが概念フレームワーク・プロジェクトを再開することを

決めた背景と、今後のスケジュールについて、まずはTeixeiraさんから説明していただきたいと思います。

**Alan Teixeira** IASB内部に概念フレームワーク・プロジェクト再開を求める声がありました。IASBが取り組んできたプロジェクトをご覧いただければ分かるように、例えば、後でお話するその他の包括利益(OCI)のように、関係者から反対意見を受け取るケースが増えており、排出権取引、料金規制事業、リースといった難しいプロジェクトや契約に基づかない債務といった困難な問題に取り組むに当たり、難しい局面が増えてきました。既存のフレームワークの中には、IASBが基準設定のための指針にできる十分な概念的基礎が含まれていませんでした。そういう状況では、世界にあらゆる意見が生じることとなります。確固とした一貫性のある概念フレームワークを持っていないと、何かの決定をしようとするときに、人々がそれを正当化するようにプレッシャーをかけてきます。そういうわけで、自分の中に(確固とした一貫性のある概念フレームワークの)必要性が生じてきます。

それに加えて、我々はアジェンダコンサルテーションを実施しました。このアジェンダコンサルテーションは世界的に実施されました。シンガポールで円卓会議を行った際には、日本からも参加していただきましたが、世界中のコメント提出者にご参加いただき、その中で、概念フレームワーク・プロジェクトを優先的に取り組むべきとの圧倒的な支持が寄せられました。IASBが概念フレームワークに取り組むべきとの国際的な認識があり、また、我々自身もそ



IASBテクニカル活動担当シニア・ディレクター Alan Teixeira氏

のような必要性を認識しておりましたので、結果的に概念フレームワークは重要なプロジェクトとして取り組むことになりました。

**川村** 概念フレームワーク・プロジェクトはとても難しいプロジェクトのように思いますが、他の基準設定プロジェクトと比べて完了までの時間も短いですね。また、概念フレームワークの残りのフェーズをすべて同時に取り扱うべきであるとスタッフが提案したことにも驚いています。なぜ、そのようなアプローチを採るべきだと判断したのですか？

**Teixeira** 2つのことがいえると思います。これまでのプロジェクトの中で、12~15年かけてもまだ満足のいく解決策が得られていないものがあります。ですので、時間をかければよいというものではありません。個別プロジェクトで概念に関してかなりの検討が行われており、IASB全体で機が熟してきていると思います。フレームワークのプロジェクトが開始されれば、これらの材料がすべて検討されることとなります。

次に、フェーズについてですが、すべて一緒に検討するという決定は、実は、そう難しくありませんでした。これまでフレームワークに関して、

1つの章を完成させて、次の章に移行すると、最初の章に対する反対意見が出され、それを再検討することが延々と繰り返されてきました。資産と負債の定義について検討する構成要素のフェーズを、測定や認識について少しも検討することなく終了させることはとても難しいと思います。そのようなアプローチを採ると、認識は資産の定義の一部なのか、それとも測定の一部なのかという学問的な議論に陥ってしまい、結果的につながりの悪いフレームワークになってしまうでしょう。したがって、すべてを一緒に検討することが最善だと考えたのです。

## 2. IASBの単独プロジェクトとした理由

**川村** 2010年に新しい概念フレームワークが公表される前、IASBは米国財務会計基準審議会(FASB)と多くの協力を行っていました。再開された概念フレームワーク・プロジェクトは、IASB単独で行われるものと理解していますが、そのような決定を行った理由はどのようなものでしょうか。

**Teixeira** これは少し政治的ですが、IASBは、FASBとだけ一緒に基準設定をしているのではないということを示す必要がありました。コンバージェンスはとても有意義ですが、限界生産力が逡減する点があるのです。長期的にみれば、1つの基準設定主体との協力を集中しすぎると、他の基準設定主体との関係を損なってしまう可能性があります。

ご質問に関してですが、FASBと協力してフレームワークを策定することは、2つの理由から有用だと思います。1つは、FASBからスタッ

フの支援が得られることです。これによって、実際に意思決定をするときに、深い議論ができます。今回、フレームワークの審議はFASBと行いませんので、FASBスタッフの支援体制がないこととなります。しかし、FASBからスタッフの出向を受け入れることで補うことにしています。もう1つは、これは難しいけれども、是非、達成したいことなのですが、IASBがこのプロジェクトを完了した時、FASBにその概念を採用してほしいと考えています。IASBのフレームワークの一部にFASBが根本的に賛成しなかった場合、IASBの基準と整合した基準をFASBが策定することは非常に困難になり、さらに基準間の相違が広がることとなります。私たちは会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF)<sup>1</sup>を設置する予定で、FASBもこれに参照することを期待しています。FASBに大きな懸念事項がある場合には、出向しているスタッフやアウトリーチを通じて、そして、ASAFを通じて、それを伝えることができます。そのような懸念が伝えられた場合には、IASBは、そのような懸念があるにもかかわらず意思決定をするのか、それとも方向性を変えるのかの意思決定をします。リスクのあるアプローチですが、これまで2つの章<sup>2</sup>を終わらせるのに8年もかかっていますので、共同で作業すればかなり遅くなる可能性があります。

**竹村** 2つの基準設定主体が共同で作業するのは確かに時間がかかりますが、12か国の基準設定主体で構成されるASAFと作業を行うことも簡単ではないですね。

**Teixeira** FASBと一緒に作業をしている時には、FASBと同じテー

ブルで議論していましたので、前に進むためには彼らの投票を得る必要がありました。しかし、ASAFの役割は助言的な役割です。

**竹村** 決定するのはIASBの審議会メンバーだということですね。

**Teixeira** そのとおりです。もちろん、ASAFの12のメンバーの反対を押し切ってIASBが意思決定をするということは賢明ではなく、また、大変難しいと思いますし、実際にしないでしょ。ただ、そうする能力はあります。ASAFが(投票権のある)審議会だったら、実際に議論が前に進まなくなるでしょう。

### 3. 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF)

**川村** 読者のために、ASAFについてもう少し詳しく説明していただけますか。

**Teixeira** 候補者募集が行われ<sup>3</sup>、3月の初めにはメンバーが決まると思います。そして、最初の会議が4月初めに行われる予定です。IASBの議長であるHans HoogervorstがASAFの議長を務めます。これは、ASAFが見解をIASBに伝えることが今回の目的ではなく、Hansが12の重要な基準設定主体にアクセスできるようにすることが目的なのです。ASAFは、お互いに議論し、意見にどの程度の幅があるのかをHansに伝えることができます。そして、IASBが何か見落としてないか、公表した文書の内容に対してどのような意見があるかを理解する手助けをすることになります。IASBは、少なくとも1週間の会議を年間11回開催します。ASAFは、1日の会議を年間4回開催します。このことから、ASAFの専門的な議論のレベルは、IASBのレベルと同じにはならない

ことが分かると思います。ですので、ASAFはむしろ防御機能、すなわち、IASBが自らの審議に関して誠実性を保ち、適切に審議を行い、見落としていることがないと示せるようにするものです。そうすることで、少なくとも適度にハイレベルなところで、これが正しい行動であるという感触が得られることになるでしょう。例えば、仮に、IASBが「全面公正価値評価が正しい答えだ」と主張したとして、そういうことは言ったことがないし、言うこともないでしょうが、そうするとASAFが「それは危険な発想だ」と助言するでしょう。そうすることで、IASBは自分たちが極端に走りすぎていることに気付き、結果的に、ASAFがIASBを防御してくれることとなります。

## III 定義及び認識

### 1. 資産・負債アプローチ

**川村** 次の質問は、財務諸表の構成要素と認識についてです。ストックはフローのアンカーであるべきとお考えのようですね。こうした資産・負債アプローチは、測定が公正価値に寄ったものになり、損益の変動性が大きくなるとして、一部の日本人は非常に危険なアプローチであると感じています。この資産・負債アプローチは概念フレームワークの中にもどのように組み込まれることになるのでしょうか。

**Teixeira** これは大変難しい論点だと思います。私は、測定のためにはストックが最も重要であるという考え方を支持しています。しかし、私は、損益計算書又は業績計算書が、私たちがみるべき最も基本的なものであるという考えを大いに支持して

います。これが適切な例かどうかは分かりませんが、水力発電ダムがあったとします。私の出身国ニュージーランドでは、電力のほとんどは水の流れ、フローから生み出されます。ダムを通る水量（フローの量）が出力にとって最も重要なのです。しかし、毎年期首と期末に、湖の水の量（ストック）を測ります。ストックをどのように測定するかは知っていますので、その数値を使います。フローがとても重要だからといって、フローを測定しません。基本的に関心があることが、物としての水であるといって、水を一時点において塊として測定することはできません。最も重要なのは、どれだけの水が流れるか（フローがあるか）なのです。

ディスカッション・ペーパーでどのように表現するかを考えないといけないかもしれません。最初に、すべては資産・負債に起因すると述べれば、それが頭に残ってしまいます。もしかしたら、業績の測定が私たちにとって最も重要なことの1つであり、まずそれを重視すべきであると説明し、その後資産・負債を構成要素として定義した方がよいかもしれません。

言いたかったのは、「結局のところ、測定したいのはフローである。まず、何がダムを通過したのか、何が損益に計上されたのかをみた後に、何が残っているかをみるべきである。その残ったものが資産の定義を満たさない場合、又は負債の定義を満たさない場合、何かが間違っているであり、再度フローを確認すべきだ」というのも、業績の一部によって生じたのが負債ではなく、ただの引当金だった」ということです。言い換

えれば、最後のアンカーテストにパスしなかったのだから、それは損益が適切に測定できていなかったということです。そしてこれは、資産・負債から始め、損益を出すということの逆です。すなわち、まずフローをみた上で、その後、資産・負債に対して妥当性テストを行わなければならないということです。

## 2. 資産の定義・認識規準

### 【アジェンダ・ペーパーの提案Ⅳ】

#### (定義)

資産とは現在の経済的資源である。

川村 アジェンダ・ペーパーを読みましたが、資産・負債に関してかなり広い定義が提案されていますね。また、認識に関して、測定が困難等の理由がない限り、すべての資産を認識すべきであると提案されています。定義と測定は非常に密接に関連しています。そのため、やはり定義によって損益の変動性が高くなることにつながると考える人もいると思うのですが。



早稲田大学商学大学院教授

川村義則氏

Teixeira 測定のことを置いて考えると、それは実際には別の論点だと思います。この場合も私たちの表現の仕方に問題があるのですが、「資産の定義はこれですよ、そして

支配している資産はすべて認識しないといけません」と言うと、「あゝ無形資産を認識しなければ！ 未履行契約も認識しなければ！」ということになり、人々は「全部認識しなければ」と言い始めます。変動性とは、測定の変更によって生じるものです。内部創出したものがあるとして、それを原価で計上するのだと思いますが、原価を帰属させることができない場合があって、そのような場合には「じゃあ、公正価値で測定するしかないね」と誰かが言い出すわけですね。そうすると、「IASBはのれんを含むすべてのものを貸借対照表に計上して、すべての資産と負債を公正価値で測定させようとしている。IASBは事業価値全体を評価しようとしている」と人々が言い出すのだと思いますが、それは私たちの意図では全くありません。

個人的には、資産・負債の定義、特に資産の定義が、「資産が存在し、それを支配する場合、貸借対照表に計上しなければならない」と解釈されるような表現とならないようにしたいと考えています。問題は、損益計算書を見て何が持続可能かを判断することであるのか、貸借対照表を見て価値を判断することであるのかということです。私はむしろ損益計算書を見ます。実際には、無形資産を必ずしも貸借対照表に計上したくないにもかかわらず、無形資産が貸借対照表に計上せざるを得ないような方法で資産が定義されてしまっているという問題はきちんと認識しています。

川村 定義や認識に制限がない場合、測定に重点を置くべきだと思います。また、測定の手続が、認識したのだから測定するというように、

会計プロセスの最後に行われるチェックポイントのようになっていてと思います。さらに、資産・負債の定義を満たすものが貸借対照表に引き続き計上されていることを確認しなければなりません。そのため、定義の役割が現行の概念フレームワークから少し変わっていると思います。定義、認識、測定、そして、定義に戻るというようにまるで円のようにつながっています。

**Teixeira** そのとおりです。宅配便の運転手が持っているトラックを例としましょう。まず、そのトラックが資産かどうかを考えます。運転手はそれを所有していると主張しており、実際に契約もあり、所有権等すべてが揃っています。それが資産だということは疑う余地がありません。次に測定です。当初、その運転手が支払った金額で測定することができます。3年後にどれだけの値段で売れるかをその運転手が知っていたとします。例えば、支払った金額が100で、3年後には40で売れるとすると、当初支払った金額のうち60を消費することになると予測できるとしましょう。問題なのは、それをどう測定するかです。例えば、1年が経過した時点で価値が70になったので、30を費用計上します。その後、損益計算書を見て、貸借対照表をみます。そのトラックは資産かどうか？ そのトラックは資産です。測定値は70です。測定値の70が何を反映しているかという、交換価値になります。

1つにはそのような方法が考えられるでしょう。しかし、同じくらい適切な、私の好みでもある方法として考えられるのが、3年後の価値が40で、3年間その資産から同じだけ

の便益を得るのだから、初年度に、その価値を差し引いた額（要償却額）の3分の1である20を消費するという考え方です。これが現在のやり方です。100のうち20の消費分を損益計算書に計上し、80を貸借対照表に計上します。これは資産でしょうか？ これは資産です。これは適切な測定属性でしょうか？ それは何を予測したものでしょうか？ それは費消していない価値の金額を測定したものです。100から80、そして60から40になり、予測が正しければ、交換を行い、現金に再度交換します。

この場合も、そのトラックが資産であることに疑いの余地はありませんし、測定属性が未費消価値であることを説明することができます。フェーズを一緒に取り扱うのはこれが理由だと思います。資産が存在するかどうかは必ずしも測定に関係するものではありませんが、資産が存在する場合、その測定が正当化できるかどうか問題になります。その場合、未費消価値のレベルを忠実に表現するかどうかを考えます。そして、私はそれが忠実に表現すると思います。それが減価償却した理由です。

### 3. 年金負債から生じるOCIの表示

**川村** 減価償却のプロセスには帳簿価額の調整が必要かと思います。しかし、例えば、年金債務に関する会計基準では、OCI項目が損益に認識されない場合があります。そうしたOCI項目に関して、この種の調整プロセスは適切であると思いますか？

**Teixeira** IASBは、OCIに関して原則を設定することは非常に難しいであろうとの認識にかなり早い段階で至りました。OCIに関して原則を設けたいのかすら疑問です。私たちは、損益に関しての原則を必要とし

ていると思います。年金に関するですが、企業の業績を伝えるためには、変動性は別にすべきで、OCIの一部とすべきです。IASBのプロジェクトで考えていたことなのですが、OCIでなかったとしても、中核である主要事業からは区別し、別のカテゴリーとすべきです。それをOCIと呼ぶか、もっと別の良い表現があるかは別として、それを私たちはプロジェクトの中で検討しています。変動性があるものの、それが実際には業績全体の一部である場合、それを区別すべきだということになります。ボトムラインがまるで2つあるかのようになります。異常項目を再導入すべきかどうかも検討しました。

**川村** 本当ですか。

**Teixeira** それは実際に業績の一部です。私が例として挙げたのは、訴訟等があり、現金を支出しなければならない場合です。その場合は、未実現とはいえませんが、それを単純に営業利益の一部に含めれば、実際の状況を反映していないといわれることになるでしょう。なぜなら、それは一度限りの支払いだからです。したがって、それを区別することが1つの方法として考えられるかもしれませんが、年金がこれに該当するかということです。まだ検討中ですが、例えば、年金の場合、「年金債務のための資金調達是非常に重要であるため、そのような債務は存在するはずである。それは変動するので、営業利益には含めないでおこう。ただし、OCIの前に計上しよう」ということになる可能性もあります。あるいは、年金が未実現であると主張することもできるかもしれませんが。年金は変動なのか、OCIの一部とすべきなのか、

一部の金融商品の価値の変化に関しても、それが変動であるのか、OCIの一部であるのかを検討しなければなりません。このように、私たちはより全体的に検討しようと考えています。ASBJには、1つのアプローチとして、ビジネスリスクからの解放に関するペーパーで大いに協力してもらいました。しかし、このアプローチを一部の非金融資産、特に、有形固定資産に適用すると、うまくいかないように思います。実際には、単純な発生主義会計もうまくいきません。実現しないうちに発生計上するからです。私は理論的には、現金を交換するまでビジネスリスクから解放されることはないと思います。このように、ごく一部の取引に関してはうまくいくのですが、全体的に機能するような、OCIを分類する簡潔な方法を見付けるに至っていません。

#### 4. 負債と資本の区分

##### 【アジェンダ・ペーパーの提案<sup>v)</sup>】

- 負債とは経済的資源を移転する現在の債務である。
- 資本は残余とする。

川村 次の質問は、負債と資本の区別についてです。この論点に関して、簡潔なアプローチを提案されていると思いますが、私は、負債が現行の実務よりも狭く定義されることになると感じています。そのため、人々が多くの金融商品のストラクチャリングを行うのではないかと考えており、このアプローチでは、金融商品のストラクチャリングの問題に対応できないのではないかと懸念しています。

Teixeira フレームワークでは、負債の基本的特徴が定められること

になりますが、それが意味するところを説明できるようにするために会計基準は必要です。特に、金融商品に関しては必要です。以前、複合金融商品の分離に関する議論がありました。基準書レベルでは、これらの金融商品は分離すべきではない場合があるとされています。そのような場合、実際には負債性金融商品と資本性金融商品を一緒にして、どちらかとして会計処理することを強いていることになります。それはフレームワークに整合していないと主張することができますが、これは、IASBの意図的な決定です。基準書は、一部の特定の金融商品又は状況をどのように解釈すべきかを示すものです。もう少し異論の少ない例として挙げられるのが、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」の契約に基づかない債務に関してです。負債の現行の定義であれ、提案されている新しい定義であれ、負債の定義を年金債務や、リースの場合の更新権に当てはめた場合、それが長期的にみて負債であるかどうか、また、経済的強制に関して、そして、負債だった場合、更新義務又は更新権を伴う契約は長期契約として取り扱うべきかといった事項を、概念フレームワークで説明する必要はないと思います。そうした問題は、基準書レベルで解決すべきです。個人的には、負債の基本的な定義を簡潔なものに変えた場合、そうした論点は基準書レベルでのみ影響が生じると思います。

竹村 読者の中には、概念フレームワークが要求事項ではないという点を理解していない人がいるかもしれません。その点から説明していただけますか？

Teixeira そうですね。IASBでは、

基準がフレームワークを上書きする方が適切だと考えた場合、そうする場合があります。複合金融商品に関して、費用対効果の観点から、あるいは理解可能性の観点から、現在、IFRS第9号「金融商品」において、資産である複合金融商品に関し、その全体的な特徴を考慮し、それが単純に元本と利息なのか、それともそれ以上のものなのかを検討するように要求しています<sup>vi)</sup>。

竹村 年金債務は、負債の定義を満たさない可能性があります。一部の企業では、年金債務は、10年又は20年勤務して初めて支払われます。しかし基準では、場合によって1年目から認識することが要求されています。

Teixeira 繰延税金負債もそうですね。繰延税金負債は、フレームワークに基づく負債ではないと主張する人もいますが、IAS第12号「法人所得税」では負債であるとされています。よって、繰延税金負債は負債なのです。フレームワークは基準設定のための指針であり、基準設定主体が資産・負債を比較的整合した方法で特定できるようにするためのものです。

竹村 概念フレームワークに対する例外はあり得ます。重要なのは、概念フレームワークが基準設定のための指針であるという点です。

川村 契約に基づかない債務についてですが、IASBは待機債務(stand ready obligation)という概念を提案しました<sup>vii)</sup>。これは、IASBが提案しているアプローチと整合していますか？

Teixeira 私は、かつては待機債務という表現を使うことが望ましいと考えていましたが、もうそのよう

には考えていません。保険は待機債務がある典型的な例で、「現在債務を有する」ことに言及した現行の定義についての論点なのです。保険を販売したとします。会社は現在の債務を有し、損害に対する補償を行わなければなりません。それが会社の義務です。しかし、当然のことながら、保険金請求がなされるまでは、補償を行う、小切手を切る必要はありません。小切手を切るために待機することであると定義してもしなくても、債務は待機することであり、補償を行うかどうか選ぶことはできません。そうしなければならないのです。これはとても難しい問題で、基準レベルで考えると、この場合、ポートフォリオが役に立つと思いません。ポートフォリオに関していうと、時にその一部を払い出さなければならないことが分かっています。よって、ポートフォリオをあたかも1つの会計単位のように扱っています。

#### IV 測定

川村 測定に関する概念フレームワークの中で、公正価値はどのように説明されることになるのでしょうか。

Teixeira 公正価値について、フレームワークの中で触れる必要があるかどうかを現在検討中です。測定目的や、どのような情報を得ようとしているのかについては記載されることとなります。IFRS第9号の償却原価を考えた場合、当初取得原価に基づいて測定し、キャッシュ・フローについて調整します。これは取得原価に基づくモデルです。これに対し、資産をトレーディングにより運用・管理している場合、現在価値

(current value)の方が適切になります。フレームワークでは、どのような場合に取得原価に基づくアプローチを用いることが適切となるかだけを説明することになるかもしれません。ところで、宅配便の運転手が所有するトラックであっても、先を予測し、耐用年数の経過時に売却するであろう価格を算出しなければなりません。したがって、どのような場合にも少しは予測が必要になります。ただし、概念フレームワークの中では、現在価値よりも取得原価に基づくアプローチを用いた方が適切となる場合を特定することになると思います。現在価値を用いるとするならば、何が最善なのか、IFRS第13号「公正価値測定」では公正価値を用いるように定められています。フレームワークでは、公正価値又は出口価値が適切かどうかを定める必要はなく、「現在価値を使う」とだけ定めることになると思います。そして、ほとんどの基準では取得原価に基づくアプローチを用いているとして、価値を更新しなければならないと定められていたとしたら、それは減損を指します。

そうすると、我々は、いろいろな種類の測定属性を議論しているのか、それとも現在価値か取得原価に基づく価値かを議論しているのか分からなくなってきました。

川村 アジェンダ・ペーパー<sup>14</sup>では、公正価値は出口価値ではないとされていましたね？ 公正価値は中立的な価値であると示されていました。

Teixeira IFRS第13号を策定していた際、数人が公正価値を交換価格と定義することを主張しました<sup>15</sup>。そして、出口価値、入口価値につい

て説明するのです。出口価値を使えるならば出口価値を、入口価値を使えるなら入口価値を用います。私たちは、ほぼすべてのケースでこれらの価値がほぼ同じであることを理解していました。しかし、第三者にしてみれば、公正価値は売却できる価格であるといった場合、交換価値があることは理解できないのです。

川村 先ほどおっしゃったように、IASBは企業のビジネス・モデル又は価値の実現の概念を使おうとしているのですか？ 概念フレームワークには、測定の選択に関してこういった概念が含まれることになるのでしょうか。

Teixeira 私の個人的な意見ですが、その方向に進む可能性が高いと思います。それは、IFRS第9号を支えるものですし、そこから離れはしないと思います。損益計算書において、私たちはキャッシュ・フローの実現がいかに業績に見合うかを示そうとしています。これは、私たちが、業績にとって償却原価の方がキャッシュ・フローの測定値としてより適切であると考えているということの意味します。これは、嫌々受け入れるということではなく、測定属性がどのようなものであるべきかという私たちの考えを反映するということなのです。

川村 日本人の多くは、金融商品の全面的な公正価値会計に対して懸念を抱いています。IASBがビジネス・モデルの概念を採用した場合、全面的な公正価値会計の適用は難しくなる可能性があると思いますが、そのようにお考えですか。

Teixeira そのとおりです。IASBでは、根本的な考え方の変化がみられると思います。ディスカッション・

ペーパーが公表された時、そのディスカッション・ペーパーは、1つの測定属性が適切であるという内容だったと思います<sup>8</sup>。公正価値のように測定属性が1つであれば、すべてが公正価値で測定され、すべてが同じ基礎に基づき示されることとなります。必ずしも有用な情報とはいえませんが、同じ基礎で示されます。割引キャッシュ・フローを採用した場合、すべてを現在価値 (today's dollar) に割引きますので、少なくとも比較可能になります。しかし、一部に関して不確実性が大きい場合、確実性の高い現在価値と、不確実性の高い現在価値が混在することになり、その比較可能性は偽りのものとなってしまいます。確実なものとは不確実なものを足し合わせると、結局、不確実なものになります。ですので、公正価値によって比較可能性がもたらされるというのは言いすぎだと思います。レベル1、レベル2、レベル3のように、異なったレベルでの比較可能性があると思います。

竹村 そのような立場は以前からのものなのでしょうか？ それとも議長が交代したり、新しいIASBメンバーが入ってきたりしたことによって変化があったのでしょうか？

Teixeira Hansも一度は公正価値が唯一の基礎であるべきだと主張していましたが、実務上の簡便法を設けてもよいと言っていました。しかし、実務上の簡便法を使ってもよいとするのはとても危険なことだと思います。その後、それが適切な答えではないと考えを変えたと思います。竹村 彼が考えを変えたのはなぜですか。

Teixeira 彼は他の意見を受け入れることのできる人ですので、そ

らの意見の方がより説得力があると考えたのだと思います。

川村 今のご発言は、日本の人をとて勇気付けるものだと思います。

Teixeira そうあってほしいです。これは私だけの意見ではありません。ただ、そうした事柄をどのようにペーパーで表現するかはとても重要だとも考えています。

## V 表示

### 1. OCI項目のリサイクルとノンリサイクルの区別

川村 日本では、OCIのリサイクルとノンリサイクルを区別するための概念的基礎がないという懸念を表明しています。新しいアプローチが提案されたと聞きましたが、この新しいアプローチについてご説明いただけますか<sup>9</sup>。

Teixeira 私たちはまだ何も提案していません。私たちがこれまでにやってきたことの1つは、損益計算書において、さらに区分を設けるべきかどうか、すなわち中核事業に関係するものと、変動部分を分けるかどうかです。変動性を取り扱うに当たり、OCIを使うのではなく、損益計算書の中に変動性を取り扱ったセクションを設け、その結果、算出されるボトムラインをそのままボトムラインとするという方法を検討しています。そして、OCIを使う可能性もあります。私たちが検討していることは、損益計算書を貸借対照表と完全に連携させるべきか、あるいは損益計算書の一部は、持分変動計算書に関するものであるべきかという点です。一部の変動や、異なる種類の資本の変動は持分変動計算書に表

示されます。資本内で従業員株式に変動がある場合や、非支配持分間の変動は区別できるように表示し、目立つようにしなければなりません。また、リサイクルとノンリサイクルについてですが、リサイクルのための適切な基礎があるかどうかについても検討しています。IASBメンバーの1人は、損益に計上するか、OCIに計上するか、会計方針を選択することができる場合、彼の例では有形固定資産の再評価が使われていましたが、そのような場合、2つの科目が比較可能になるように再評価額をリサイクルすべきであると主張しています。そうしなければ、2つの営業利益が同じになることはないからです。したがって、彼はリサイクルを主張しています。しかし問題は、それを一番上の利益に含めるのか、純損益の1つ上にリサイクルし、リサイクルされた部分が明確に分かるようにするかです。そのような表示も方法の1つとして考えられると思います。私たちは、一番上の利益に計上すべきとしておりまして、ただリサイクルされた項目は他と区別することが望ましいと考えています。OCIへ計上する項目が少なければ、リサイクルしなればならないものも少なくなります。

竹村 損益計算書に関して、OCIをリサイクルすべきかどうかという議論がありますが、貸借対照表に関してはどのようにお考えですか？ その他の包括利益累計額と利益剰余金は区別すべきでしょうか。

Teixeira それは答えにくい質問です。というのも、私の母国ニュージーランドでは、利益剰余金は意味がないものだからです。配当には、



ソルベンシー・テストがあります。配当に関しては国や州によっていろいろな場合があります。ですから、利益剰余金にあまり意味はありません。IAS第1号「財務諸表の表示」には、自らの状況に適切となるように資本の構成要素を表示することと示されています。日本のように利益剰余金が重要であるならば、それを表示することは適切でしょう。それらの項目を区別してリサイクリングを表示するかどうかを自らが選択できるのか、それとも、規制当局がそれを決めるかについてはこれまで考えたことはありませんが…。しかし、IAS第1号には、資本において適切となる方法で表示することとされています。

川村 年金債務に係る数理計算上の差異は、OCIに直接認識される場合があります。日本でその基準を適用した場合、OCI累計額は貸借対照表に計上されたままになります。OCI累計額を利益剰余金に振り替えない場合、配当を支払うことができません。

Teixeira IASBのあるボードメンバーがこれについて研究しています。彼は、それを振り替えることに何の意味があるのか、あるいは、年金債務をどのようにOCIに振り替えるかも理解できないでいます。制度が存続している限り、OCI累計額は上下に変動するだけだからです。どの部分が実現したかはどうすれば分かるのでしょうか。その制度全体の会計処理を考えると、その制度が存続している限り、彼は、どう実現するか分からないと言っています。

竹村 私は、リサイクリングに関して2つのOCI項目があると考えています。1つは、直接のリサイク

リングが行われる項目です。OCIとリサイクルされた項目との直接のつながりがみえる項目です。もう1つは、より間接的なケースです。例えば、IAS第39号の債券の未実現損失です。これは、(市価より低い)利息の受取によって実現したとみることでもできます。OCIと利息に直接のつながりはありませんが、企業が利息を受領すればOCIが減り、最終的にはゼロになります。



IFRS財団アジア・オセアニアオフィスディレクター/司会 竹村光広氏

Teixeira しかし、その場合は1つの金融商品です。一方で、年金債務は制度全体に関係するもので、制度が存続する限り、債務は消滅しません。年金債務が最終的に支払われたとしましょう。その場合、利得又は損失は生じません。利得又は損失は最終的に生じないとした場合、OCIからリサイクリングするものではありません。

竹村 OCIが年金又は拠出金の支払いを通じて間接的にリサイクリングされる仕組みは作れないでしょうか。

Teixeira 年金支払いに関連した拠出を明らかにして、退職した個人に関連して決済した年金債務の一部をリサイクルする仕組みを作り出すというのでしょうか。それは、複

雑すぎます。

むしろ、OCIに計上せずに、変動部分の損益に計上するというのが答えかもしれませんね。そうすれば、実際に営業利益に計上され、利益剰余金に直接計上されます。ですから、安定的な損益と、変動部分の損益と、そして、OCIがあることになります。いずれにせよ、今はどのような方法が最適かを検討しているところです。

## 2. 異常項目

川村 IAS第1号では、損益計算書に異常項目を計上することが禁じられています。多くの日本企業は、毎年、多くの特別損失を計上しています。異常項目が今後、概念フレームワークの中でどのように取り扱われることになるかについて、何か考えはありますか。

Teixeira 異常項目を取り扱うかどうか確信はありません。異常項目を再導入するという意見は多いですし、個人的にはそれも良いと思っています。私の博士論文のテーマは異常項目についてでした。ニュージーランドでは、異常項目の中央値と平均値は実際にはプラスで、マイナスではありませんでした。それは例外かもしれませんが、なぜ私が異常項目を好むかということ、一部の項目を異常項目として分類した場合、その項目の性質と金額、そして、なぜそれが異常であるのかを開示することが要求されるからです。営業利益に含めず、それが変動部分であるという代償として、それについて多くの情報を開示しなければなりません。異常項目をなくした場合、それらの数値は営業損益に計上されることになります。ちなみに、ニュージーランドでは、異常項目をなくしたと同時に、稼得利益の内訳に関する説明

の数が激減したのです。稼得利益の説明能力が崩壊してしまいました。ニュージーランドでは、変更までの5年間の営業利益と異常項目をみることはずっと有用でしたが、異常項目がなくなったことで、これらの情報が完全になくなってしまいました。利点と欠点があると思いますし、政治的な地雷原でもあると思います。世界で、異常項目を再導入することにどれだけの人が賛成しているかは分かりません。

### 3. 事業と財務の区分

川村 次は、財務諸表の表示における活動の分類についてです。IASBは、分類について、営業活動、投資活動、財務活動という概念を提案していましたね<sup>ii</sup>。新しい概念フレームワークにそのような概念は含まれることになるのでしょうか。

Teixeira その可能性もありますが、私は、それらが基準レベルのプロジェクトに止まるのではないかと考えています。問題は、フレームワークが、損益計算書は適切な方法で分類されるべきであると定めるべきかどうかです。例として、営業活動、投資活動、財務活動を出すことはあり得ます。しかし、そのように分類すべきであるとフレームワークで定めた場合、金融機関がやってきて「それはどういう意味ですか？ 私にははっきり分かりません」というでしょう。IT企業又はソフトウェア会社が、開発段階にある場合、彼らは営業活動を行っているのでしょうか、それとも、準備段階において投資を行っているだけなのでしょう。それをフレームワークに定めるには、制限が多すぎるように思います。しかし、損益計算書の分類に関してもっと助けがほしいとするなら

ば、合算表示の原則の1つをフレームワークに定め、それを基に基準を定めるという方法も考えられます。基準書において、もっと業界に特化した例を示すべきであるとの要請があります。投資ファンドが、「IAS第1号の例に売上原価があるが、当社には売上原価はない」という場合があります。IASBでさえも、出版物を販売した際の売上原価がありますが、それはIASBの主要事業ではありません。IASBの事業は、資金供与者等から資金の提供を受け、出版活動から資金を得て、それによって基準を設定します。IAS第1号をそのプロセスに簡単に当てはめることはできませんが、それが私たちの行っていることです。ですから、私たちは、財務諸表の表示の活動分類についてもっと注意深く検討し、フレームワークでは柔軟に対応して、基準ではさらに踏み込むべきかを確認しなければなりません。

川村 何が概念フレームワークに関連する論点で、何が基準書レベルの論点かを特定することはとても難しいです。概念フレームワークは、現行の実務と完全に整合している必要はありません。概念フレームワークと現行の実務、概念フレームワークと会計基準の間にあるギャップに対して人々は懸念を抱いています。概念フレームワークのこの位置付けについて、何か考えはおありですか。

Teixeira アジェンダ協議のフィードバック・ステートメント<sup>iii</sup>の一文を読み上げますと、「フレームワークの新しいセクションを完成させていく中で、IFRSの一部の局面について、新たな概念との矛盾が識別されることは必然である。新たな概念フレームワークの完成は、概念フレー

ムワークとIFRSの間の不整合のすべて又はいずれかへの対処をIASBに強制するものではない。我々は、概念フレームワークのプロジェクトの一環として矛盾点を識別する予定であるが、基準の変更を行うことの相対的な緊急性又は必要性は、IASBの通常の専門的プログラムの一部として、他の財務報告上の論点と共に検討される」となっています。これで私たちが伝えようとしているメッセージの1つは、「それが資産の定義であり、企業はそれを認識しなければならない。しかしそれは、無形資産をオンバランス化しなければならないために無形資産に関する基準書を早急に修正しなければならないという意味ではない」ということです。フレームワークにおいて矛盾が識別される可能性があることは認識しています。私たちは、フレームワークの基本の一部としてそれを認識しています。とはいえ、3年に1度は公開のアジェンダ・コンサルテーションが行われ、私たちはどの基準に手を付けるべきかを具体的に聞く予定です。ある人が「ほら、ここに最も大きい不整合の1つが生じていることはフレームワークから明らかだから、それについて検討してほしい」と言うかもしれません。私たちはそのプロセスとしてアジェンダ・コンサルテーションを用いる予定ですが、それはガイダンスであって、我々を強制するものではありません。

竹村 概念フレームワークについての作業と並行して、財務諸表の表示に関するプロジェクトを再開してほしいという意見もあります。

Teixeira 私には、人々が再開を望んでいるのか望んでいないのかはっ

きりとは分かりません。直接法のキャッシュ・フローは望んでいないでしょうし、再開されることを懸念している人もいます。

私は再開したいと考えています。そして、まず、IAS第1号、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」、そして、IAS第7号「キャッシュ・フロー計算書」を変えたいです。要するに、「財務諸表が伝えようとするものはこれで、これが会計方針や方針の変更を表示する方法を含む開示原則である」と定めた基準書を設定したいと考えています。これがIAS第1号とIAS第8号を変更したい理由です。キャッシュ・フロー計算書の基準もそうした例の1つです。非常に簡潔な基準とすることもできます。しかし、キャッシュ・フロー計算書に関して、IAS第7号がIAS第1号の適用基準であるのか私には分かりません。そうであるならば、貸借対照表に関する適用基準や損益計算書に関する適用基準も必要になります。あるいは、キャッシュ・フローに関連する規定を抜き出して1つの基準にまとめることもできます。ばらばらのところにあるよりも、1つにまとめることが望ましいと私は思います。

竹村 IASBが財務諸表の表示に関するプロジェクトを、概念フレームワークを改訂した後に行うべきだと思うのですね。

Teixeira そう思います。なぜなら、それが我々の基本的な開示と基本的な表示に関する文書だからです。私は、まず、それを改善したいと思います。その後で、無形資産などのプロジェクトに取り組みたいです。とはいえ、まずはアジェンダ・コンサルテーションを行って、他の人の

意見を聞かなければなりません。

## VI IASBと学界との協力

川村 私は学界に身を置いています。IASBと学界とは、どのような協力を行っているのでしょうか。

Teixeira 現在、さらに研究活動を強化するという提案があります。これには2つの側面があるのですが、1つ目は、私たちのすることの正当性を説明することを求める声があります。高まっていることです。そして、それを説明する最善の方法は、証拠に基づいたリサーチを行うことだと思います。要するに、リサーチに基づいた基準設定です。2つ目の試みとして、学者とのネットワークを構築しています。例えば、IASBが独自のカンファレンスを立ち上げて、最高のワーキング・ペーパーを作った人に賞を与えることを考えています。リサーチが必要だと考えるテーマやトピックを示し、それに対する5つくらいのワーキング・ペーパーを審査します。それを世界各国で1年に1度行うのです。ヨーロッパから北米、アジア、オセアニアと順に回っていきます。そのようなイベントを開催してくれるいろいろな大学を探しています。加えて、会計に関するリサーチを行う場合、私たちが何に関するリサーチに興味があるか分かるように、私たちのウェブサイトに学者、研究者全般に向けたセクションを設けようとしています。そのページでは、私たちが求めているリサーチについて、かなり先の話まで説明することになります。「IFRS第10号『連結財務諸表』の適用後レビューを2017年に行う予定です。研究者の手助けがほしいと考えている

のはこれらの点についてです。したがって、このような研究課題の答えを必要としています」というように公表するつもりです。ですから、何が先に控えているかが分かれば、時間がかかりありますので、それについての研究を行うことができます。スタッフのスキルを向上するとともに、研究者や研究界全般とIASBとの行き来を増やすための取り組みとしていろいろなことを考えています。

竹村 日本についてですが、日本の研究者がリサーチ又はIASBに関係した仕事に関わりたいと考えた場合、何をすればよいですか？ ウェブサイトをみればよいのでしょうか。

Teixeira まずはホームページを作らなければなりません（笑）。私たちは、一部のリサーチにアクセスすることができますが、それらはほとんどの場合、英語で書かれたものです。リサーチだけでなく、見解についても同じことがいえます。誰かが見解についての原稿を書いたものの、それが日本語でしか読めない場合、その情報を自然に入手する術がないのです。ですから、定期的に翻訳するか、進行中の一部のリサーチについての概要を説明してくれる学者のネットワークを構築しようと考えています。私も元学者ですので、そうした取り組みには乗り気です。

## VII 開示

川村 開示について2つお伺いしたいと思います。1つ目は、一部の企業、作成者は、開示の複雑性と量について不満を述べています。それについてはどのようにお考えですか？ そして2つ目ですが、FASBは欧州財務報告諮問グループ

(EFRAG) と共同で開示フレームワーク<sup>④</sup>を策定しました。IASBは彼らと協力していく予定はありますか。

Teixeira 開示フォーラム<sup>⑤</sup>が1月に開催されますが、最初に、現在進行中の多くの作業のレビューを行う予定です。スコットランドとニュージーランドの会計士協会が、余分な開示の削減についてのディスカッション・ペーパー<sup>⑥</sup>を作成しました。英国の財務報告評議会 (FRC) は、ディスカッション・ペーパー “Cutting clutter.”<sup>⑦</sup>を作成しています。また、FRCは、財務諸表、経営者による説明、財務諸表の注記を全体としてとらえた報告フレームワーク<sup>⑧</sup>を作成しました。EFRAGとFASBの開示フレームワークは、注記での開示だけに焦点を絞ったものです。ですから、これについてはいろいろな取組みや検討が行われています。監査人は重要性についての取組みを行いました。欧州証券市場監督機構 (ESMA) も重要性についての審議を行いました<sup>⑨</sup>。金融安定理事会も、開示・報告に関するサブグループがこれについての取組みを行っています<sup>⑩</sup>。私たちが何もしていないというわけではありません。彼らがこれらをすべてやってくれたのも私たちの計画の一部なのです。彼らに作業や検討を行ってもらい、それを1つにまとめ、それに対するコメントを募集し、最終的にそれらはフレームワークの開示に関する章に集約されます。ですから、私たちは関心を持っています。複雑すぎて、情報や開示量が多すぎると作成者が不満を述べているということに関してですが、ある会計事務所が主催するフォーラムに出席したときの話です。その問題についての説明を行った人は、私た

ちを指差して、それが私たちの責任であると糾弾し、「開示規定は、1つ追加する度に1つ取り除くべきだ」と言いました。ずっとこの調子でした。私たちはそれをただ聞いていました。25分くらい経ったときに、作成者の1人が「私たちは実は削減しました。しかし、監査人が開示の削減をさせてくれなかったのがかなり大変でした」と言いました。皆の視線が監査人に向きました。監査人は「証券規制当局が財務諸表のレビューを行う際に、なぜその開示を行わなかったのかを聞いてくるからだ」と言いました。監査人は「重要性が低いからだ」と言い、証券規制当局はそれを説明すべきだと言う。結局、それを載せた方が簡単だという結論に至る。最終的に、私たち以外の全員がお互いを非難し合う様子を私たちは見て楽しかったです。開示は誰か1人の問題ではないと私たちは考えています。それがIASBの責任ではないと言うつもりはありません。「企業は～を開示しなければならない」と基準に書いてある場合に、何が本当に重要かを特定する上で役立つような記述はあまりしていません。IAS第1号の改訂は、その点について行われることになるかもしれませんね。有形固定資産が事業の中心である場合、それが最も重要かもしれません。銀行の場合、それは金融資産です。IT企業の場合、開発が最も重要で、開発費に焦点を絞るべきかもしれません。しかし、「あなたの事業にとって最も重要な側面は何かですか？ それを説明して、財務諸表の大半を占めるようにしなさい。その他の活動のために必要なものについては補足程度で構いません」といった記述は一切ありません。これ

が問題なのだと思います。有形固定資産が本当に重要であるならば、IAS第16号「有形固定資産」は正しい基準といえるでしょう。しかし、銀行の場合、あまり重要でないかもしれない。では、ほとんどの銀行が行っているように、なぜすべての種類の有形固定資産について調整表を示さなければならないのでしょうか？ IAS第1号は、「それが重要な場合にのみ開示の必要がある」と述べています。すべての人がその項を認識しているわけではないようですね。

## VIII おわりに

竹村 最後に、日本の読者のためにメッセージをいただけますか？ 日本人たちが概念フレームワークにどのように関与していけるかについて説明していただけますか。

Teixeira 関与の仕方としては2つあります。まず、ASBJを通じて間接的に関与することです。というのも、世界の一部の関係者は、IASBと直接やり取りすることに抵抗を感じているようです。IASBはいろいろな関係者と対話することを歓迎していますが、それを達成する一番効率的な方法は、関係者がその国の基準設定主体のところに行き、基準設定主体と共同で作業することです。そして、基準設定主体は統一見解を得て、その論点を審議します。皆の時間は限られていますから、IASBに直接意見を言う場合は、明確かつ一貫したメッセージがなければなりません。解決策もそうですね。良い解決策がある場合には伝えてほしいと思います。しかし、ASBJは素晴らしい仕事をしていますし、日本のアジア・オセアニアオフィスも

うまく意見をまとめると思います。そして、人々がテーブルについて、議論を行っている様子を見ることもとても有用です。その過程で見解が形成された場合には、ビデオでロンドンにつなぎ、その時に直接やり取りすることができます。あるいは、私たちがこれまで何度も行ってきたように、関係団体と直接話す場合もあります。私たちは、いろいろな人々と話をする用意があります。移動に時間がかかりますので常に直接会うわけにはいきませんが、ビデオを通じて話すことが可能です。そして、定期的に、IASBスタッフが訪問します。今回は1日だけですが、また来ます。そして、それは意見を聞くとてもよい機会だと考えています。IASBは、世界中の意見を聞くことにとても関心を抱いています。人々は、何よりも「意見を聞いてもらっている」ことを感じたいのだと思います。必ずしも同意するとは限りませんが、ただはねつけるようなことはしません。それは良くないです。私たちは、フレームワークに対する見解、そして懸念を聞きたいと思っています。

竹村 ロンドンからこのアジア・オセアニアオフィスにもっと多くの人に来ていただきたいと思っています。本日は、どうもありがとうございました。

川村 2月のワーキング・ドラフト<sup>iii</sup>を拝見するのを楽しみにしています。

〈注〉


i IFRS財団は、2012年11月に、コメント募集「会計基準アドバイザー・フォーラムの設置提案」を公表している（IFRS財団・

IASBウェブサイト<http://www.ifrs.org/The-organisation/Governance-and-accountability/Documents/ASAF-Consultation-Paper-November-2012.pdf>、和訳はASBJウェブサイト[https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/iasb/ed/20121101\\_1.pdf](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/ed/20121101_1.pdf)参照)。  
 ii IASBの概念フレームワーク改訂として、第1章「一般目的財務報告の目的」と第3章「有用な財務情報の質的特性」の2つの章が完了していることを指す。  
 iii IFRS財団は、2013年2月1日に、ASAFのメンバーの候補者募集を公表している（IFRS財団・IASBウェブサイト<http://www.ifrs.org/The-organisation/Advisory-bodies/Documents/ASAF-Call-February-2013.pdf>、和訳はASBJウェブサイト[https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/iasb/press/20130201.pdf](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/press/20130201.pdf)参照)。  
 iv IASB, Staff Paper of Conceptual Framework, January 2013. (IFRS財団・IASBウェブサイト<http://www.ifrs.org/Meetings/Pages/IASB-January2013.aspx>参照)  
 v IASB, Staff Paper of Conceptual Framework, December 2012. (IFRS財団・IASBウェブサイト<http://www.ifrs.org/Meetings/Pages/IASB-December-2012.aspx>参照)  
 vi IFRS第9号「金融商品」は、金融資産が主契約である混合契約の場合、分離処理を求めている（IFRS第9号4.3.2項）。  
 vii IASBは、例えば、2005年6月に公表した公開草案IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」修正案及びIAS第19号「従業員給付」修正案（IFRS財団及びIASBウェブサイト<http://www.ifrs.org>

/Current-Projects/IASB-Projects/Liabilities/EDJune05/Documents/EDAmendstoIAS37.pdf参照）で待機債務に言及している。

viii 上記注v参照。  
 ix IFRS第13号「公正価値測定」では、公正価値の定義は現在出口価格とされるが、従来のIFRSでは交換価格であり、状況によっては入口価格と解釈される可能性があったとされる（IFRS第13号BC32項、BC36～BC45項参照）。  
 x IASBが2008年3月に公表した、ディスカッション・ペーパー「金融商品の財務報告における複雑性の低減」（IFRS財団・IASBウェブサイト[http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Financial-Instruments-A-Replacement-of-IFRS-39-Financial-Instruments-Recognition/Discussion-Paper-and-Comment-Letters/Documents/DPReducingComplexity\\_ReportingFinancialInstruments.pdf](http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Financial-Instruments-A-Replacement-of-IFRS-39-Financial-Instruments-Recognition/Discussion-Paper-and-Comment-Letters/Documents/DPReducingComplexity_ReportingFinancialInstruments.pdf)）参照。  
 xi 上記注iv参照。  
 xii IASBは、スタッフドラフト「財務諸表の表示」（2010年7月公表）で提案している（IFRS財団・IASBウェブサイト<http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Financial-Statement-Presentation/Phase-B/Documents/FSPStandard.pdf>、和訳はASBJウェブサイト[https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/iasb/ed/comments20100701.jsp](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/ed/comments20100701.jsp)参照）。  
 xiii IASBは、2012年12月に、アジェンダコンサルテーションのフィードバック・ステートメントを公表している（IFRS財団・IASBウェブサイト<http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/IASB>

- agenda-consultation/Documents/F  
eedback-Statement-Agenda-Consult  
ation-Dec-2012.pdf、和訳はASBJ  
ウェブサイト[https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/iasb/press/20121218.pdf](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/press/20121218.pdf)参照)。
- xiv Financial Accounting Standards Board (FASB), "Disclosure Framework", July 2012. (FASBウェブサイト<http://www.fasb.org/cs/BlockServlet?blobkey=id&blobwhere=1175824166287&blobheader=application%2Fpdf&blobcol=urldata&blobtable=MungoBlobs>参照)
- xv European Financial Reporting Advisory Group (EFRAG), Discussion paper "Towards a Disclosure Framework for the Notes", July 2012. (EFRAGウェブサイト[http://www.efrag.org/files/ProjectDocuments/PAAinE%20Disclosure%20Framework/121015\\_Disclosure\\_Framework\\_-\\_FINAL1.pdf](http://www.efrag.org/files/ProjectDocuments/PAAinE%20Disclosure%20Framework/121015_Disclosure_Framework_-_FINAL1.pdf)参照)
- xvi 開示に関するディスカッション・フォーラムが2013年1月21日に開催された (IFRS財団・IASBウェブサイト<http://www.ifrs.org/Alerts/Conference/Pages/Disclosures-in-Financial-Reporting-reminder.aspx>参照)。
- xvii The Institute of Chartered Accountants of Scotland (ICAS) and the New Zealand Institute of Chartered Accountants, "Losing the excess baggage-reducing disclosures in financial statements to what's important", July 2011. (ICASウェブサイト<http://icas.org.uk/excess-baggage/>参照)
- xviii Financial Reporting Council (FRC), "Cutting clutter: Combating clutter in annual reports", October 2012. (FRCウェブサイト<http://www.frc.org.uk/getattachment/8eabd1e6-d892-4be5-b261-b30cece894cc/Cutting-Clutter-Combating-clutter-in-annual-reports.aspx>参照)
- xix FRC, "Thinking about disclosures in a broader context", October 2012. (FRCウェブサイト<http://www.frc.org.uk/getattachment/99bc28b2-c49c-4554-b129-9a6164ba78dd/Thinking-about-disclosures-in-a-broader-context.aspx>参照)
- xx European Securities Markets Authority (ESMA), Consultation Paper "Considerations of materiality in financial reporting", November 2011. (ESMAウェブサイト[http://www.esma.europa.eu/system/files/2011\\_373\\_.pdf](http://www.esma.europa.eu/system/files/2011_373_.pdf)参照)
- xxi ESMA, Summary of Responses, "Considerations of materiality in financial reporting", August 2012. (ESMAウェブサイト[http://www.esma.europa.eu/system/files/2012\\_525.pdf](http://www.esma.europa.eu/system/files/2012_525.pdf)参照)
- xxii Financial Stability Board (FSB), Report of the Enhanced Disclosure Task Force, "Enhancing the Risk Disclosure of Banks", October 2012 (FSBウェブサイト[https://www.financialstabilityboard.org/publications/r\\_121029.pdf](https://www.financialstabilityboard.org/publications/r_121029.pdf)参照)
- xxiii IASB, Staff Paper of Conceptual Framework, February 2013. (IFRS財団・IASBウェブサイト<http://www.ifrs.org/Meetings/Pages/IASBFebruary2013.aspx>参照)

	教材コード	J 0 2 0 6 7 6
	研修コード	2 1 0 3
	履修単位	1単位